

## 愛知県衛生研究所における研究費事務取扱要領

### (趣旨)

第1 愛知県衛生研究所における文部科学省、厚生労働省の科学研究費補助金、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）等の公的研究費のほか、各種研究助成事業による研究費（以下「科研費等」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (科研費等の運営・管理に関わる者の責任)

- 第2 所長は、愛知県衛生研究所全体を統括し、科研費等の運営・管理について最終責任を負う。
- 2 次長は、所長を補佐し、科研費等の運営・管理について愛知県衛生研究所を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3 各部長は、各部における科研費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

### (科研費等の通知)

第3 所長は、研究者から受領の委任を受けた科研費等について、これを受領したときは、研究者に通知するものとする。

### (直接経費の管理)

- 第4 直接経費の管理は、次長及び総務課がこれを行う。
- 2 次長は、直接経費を愛知県衛生研究所の名称を付した各研究代表者の名義で専用の銀行口座を設け、適切に保管、管理しなければならない。

### (間接経費の譲渡)

第5 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、所長に譲渡しなければならない。

(間接経費の管理)

第6 所長は、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、愛知県の収入として受け入れる手続きを行うものとする。間接経費は「愛知県衛生研究所における競争的資金に係る間接経費の取扱方針」(平成19年9月18日19衛研第1551号)及び「愛知県衛生研究所における競争的資金に係る間接経費の取扱要領」(平成19年9月18日19衛研第1552号)に基づき適切に運用・管理する。

(間接経費の送金)

第7 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、当該他の研究機関が間接経費の譲渡を受け入れないこととしている場合を除き、直接経費の30パーセントに相当する額の間接経費を当該他の研究機関に送金するものとする。

(寄付の受入等)

第8 研究者は、科研費等の直接経費により購入した設備、備品等(以下「設備等」という。)について、愛知県衛生研究所に寄付するものとする。

2 愛知県衛生研究所は、研究者が愛知県の所属以外に勤務することとなり、その新所属で引き続き科研費等の交付を受けた目的を達成するためにその設備等が必要な場合には、その求めに応じて、前項の規定により寄付を受けた設備等を当該研究者に返還できるものとする。

(物品等の発注、納品、検収体制)

第9 科研費等の物品等の発注、納品、検収体制は別添に定める方法により行うこと。

(不正防止のための措置)

第10 不正な取引に関与した業者への取引停止処分等については、愛知県会計局指名停止取扱要領を準用し周知徹底するとともに、愛知県衛生研究所と取引を行おうとする業者に対して別紙誓約書の提出を求める。

2 その他不正防止を推進するための必要な事項は別に定める。

(雑則)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙)

## 誓約書

当社（当法人）は、愛知県衛生研究所との取引にあたり、愛知県財務規則（昭和39年3月25日規則10号）並びにその他関係法令を遵守し、いかなる不正、不適切な契約行為も行わないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規則等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、愛知県衛生研究所職員から不正な行為の依頼等があった場合には直ちに愛知県の公益通報窓口（総務部人事局人事課監察室 監察・サービスグループ（電話052-954-6032））に通報します。

平成      年      月      日

愛知県衛生研究所長 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印